

# ケアマネジャー向け 権利擁護制度活用フローチャート

## 認知度

長谷川式  
点数目安

20点以上

10点以上

1桁～10点

## 利用するサービス・対象者

### 【日常生活自立支援事業】

以下のいずれも満たす方  
 ・認知症高齢者、知的障がい、精神障がいのある方等で、判断能力が不十分なため、日常生活を送る上で支障のある方。  
 ・本人だけで情報の入手、理解、判断、意思表示を適切に行うことが困難な方。  
 ・契約内容について判断できる能力を有していると認められる方。  
 ※契約締結ガイドラインに沿って本人の契約意思を確認します。

### 【任意後見】

将来、自分の判断能力が衰えた時が不安でいざという時に財産管理や施設契約などを信頼できる人に頼んでおきたい方。あらかじめ契約を結んでおく(あくまでも将来に向けた契約)。  
 ※契約書を作成するのは、判断能力に問題がない時で、効力が発生する(つまり後見人がつく)のは、将来、認知症等になり判断能力が低下したときになる。

### 【補助】(軽度の認知症)

判断能力が不十分な方。申立には本人の同意が必要。  
 [代理権※①をつける場合、同意権※②をつける場合、ともに本人の同意が必要]

### 【保佐】(中度の認知症)

判断能力が著しく不十分な方。  
 [代理権※①を付ける場合には、本人の同意が必要]

### 【後見】(重度の認知症)

自分ではほとんど判断することができない方。

自分ひとりで契約などの判断をすることが不安。お金の管理に困っている。

将来自分が認知症になった時には誰が支えになってくれるのか不安。

例えば・・・  
 ・不動産、自動車などの売買の判断  
 ・家の維持・管理  
 ・相続の手続き、遺産の管理  
 などの判断能力が…

不十分

著しく不十分

全くない

## 利用方法・決定までの流れ

判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等の援助を行うことにより、自立した地域生活を送れるよう支援する。

◎相談受付先:厚別区社会福祉協議会  
 《電話番号》011-895-2483

### 【援助内容】

①日常的な生活支援サービス、②金銭管理サービス、③財産保全サービス

### 【利用料金】

1時間につき1,200円+生活支援員の交通費(生活保護の方は自己負担なし)。  
 財産保全サービスは年間3,000円で生活保護の方も有料。

①任意後見人予定者を決める(自分で予定者や報酬等を決めることができる。)

②公証役場へ行き、公正証書を作成して「任意後見契約」を結ぶ

◎札幌大通公証役場  
 札幌市中央区大通西4丁目1番地大通ビル10階

◎札幌中公証役場  
 札幌市中央区大通西11丁目4-63登記センタービル5階

③本人の判断能力が低下したら、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申し立てをする

申立ができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人受任者

④後見等開始

①家庭裁判所への申し立て ※札幌家庭裁判所は予約が必要

(もしくは、『申し立てについての相談先』へ連絡・相談)

・申し立てができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長。

・申し立てには、申立書などの書類や、申立手数料などの費用(申立手数料800円・登記手数料2,600円、その他切手代数千円)が必要。

・来庁する日時について、電話での予約が必要な家庭裁判所もある。

②審理

・調査官による調査(本人等)

・親族への照会

・その他に必要な調査(本人の精神鑑定が必要な場合等)

※鑑定費用はケースによって異なるがおよそ5～10万円

③審判⇒告知・通知⇒確定

後見等の開始の審判を開始すると同時に成年後見人等を家庭裁判所が選任。

④後見等開始!

※申立人=後見人とは限りません!

※四親等内の親族とは…本人から見て子、孫、ひ孫、兄弟姉妹、甥、姪、いとこ等

※後見、保佐、補助の3類型のうちどの類型になるかどうかは、医師の診断書を参考に、最終的には裁判所が決定することになります。

※①代理権:財産に関する事や医療の契約書への署名などの法律行為について本人の代理をする権利。  
 ※②同意権:本人が契約しようとするときに同意を与えたり、同意を与えていない場合に、勝手にしてしまった契約を取り消すことができる権利。代理権と同意権の範囲は類型によって変わります。

【財産行為の一例】:ローンの返済、自動車・株式・貴金属等の売買、相続関係、訴訟関係、家の新築・増築など。